



鶏見風

発行者 神戸東労働基準協会

〒651-0085 神戸市中央区八幡通3-2-5

(I・N東洋ビル6階(601号))

TEL 078-222-1001

FAX 078-222-6116

発行責任者 高岡 拓史

印刷 コベルコビジネスパートナーズ(株)

巻頭リレー随筆

会長就任のご挨拶



神戸東労働基準協会会長

辰己 典弘

第48回定時総会にご参集のうえ、議案をご審議いただき、ありがとうございました。松島前会長の後任として理事会及び総会でご承認を受けました辰己です。会員各社の皆様

が日々のお仕事で密接に関係する安全衛生管理・健康管理・労務管理の向上に寄与すべく、微力ではありますが精一杯努めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

令和5年度は、それ以前3年間の新型コロナウイルス対策による協会活動への制約が徐々に薄れ、対面での行事を再開する等、より充実した活動が行える環境となりました。この間リモートでのコミュニケーションの手段は充実しましたが、人と人との繋がりが大事であることを再認識された方も多いかと思います。

皆様の日々の生活を大きく変えた新型コロナウイルスは中国武漢を起点に広まるとされています。私は令和元年5月にその武漢に所在する会社に出向し、5年間の駐在生活を終えて今年4月に帰任しました。令和2年1月に武漢が都市封鎖をした時は退避できず、市外からの物流遮断による医薬品の枯渇や、程なく始まった病院の医療崩壊を現地で見てきました。コロナ発生を最初に

SNS上に告発して当局から処分を受けた医師も感染死しています(死後に名誉は回復)。当時は感染ルートが明確ではなく外出は自由も、公共交通機関や一般車両が通行禁止となったゴーストタウンですれ違う人は、食材の買い出しが病院に行かざるを得ない重症患者くらいでした。ここで人生終わるかなと思っていたところ、日本政府のチャーター機による救出とホテル三日月での隔離の機会を与えていただき、ただ感謝しかなかったことを今も思い出します。

日本においてもこの数年、感染対策や医療機関の受け入れ体制維持等、本当に大変だったと聞きました。会員各社の皆様は、社員の健康管理はもちろんのこと、環境の変化への対応に頭を悩まされた方も多かったことでしょう。今回、感染症が社会に大きな衝撃を与えました。しかしながら、もはや世界は変化が起こる前の姿に戻ることにはできず、新たな常識として定着が進む(ニューノーマル)とされています。またVUCAの時代に入り、予測困難な社会変化が続くと共に、個々人の多様性や個性の尊重についてもその重要度が高まっています。

このように社会や個人の価値観が大きく変化していく時代、人と人との繋がりの中で多種多様な生の情報を得ることがますます大切になります。当協会におきましては、

(6pに続く)

監督署だより

事業者・一人親方の皆さまへ

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人でも退避させること

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
- ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面

については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

注意事項

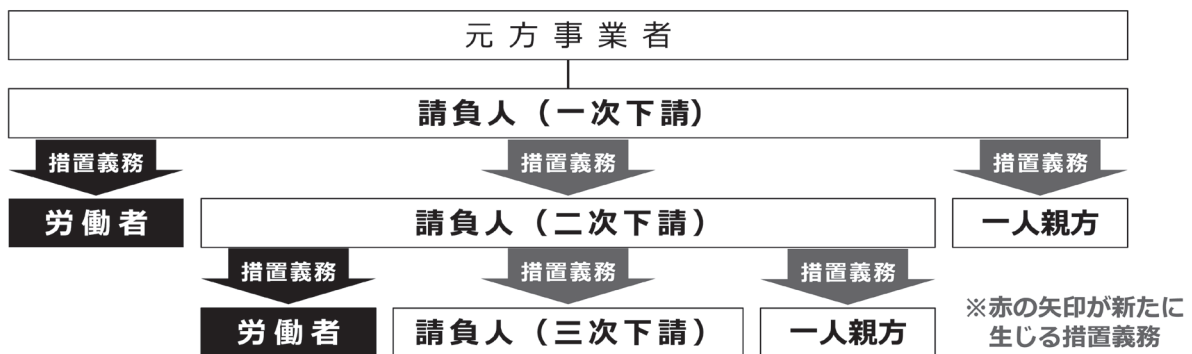
重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令(今回改正の4省令を含む)の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する(請負契約時に書面で示すことも含む)
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人でも立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

全国労働衛生週間(準備期間9/1▶9/30、本週間10/1▶10/7)を迎えるにあたり、「令和6年度 兵庫労働衛生行政のあらまし」を掲載します。
同週間の準備・取組みの参考としてください。(事務局)



令和6年度 兵庫労働衛生行政のあらまし

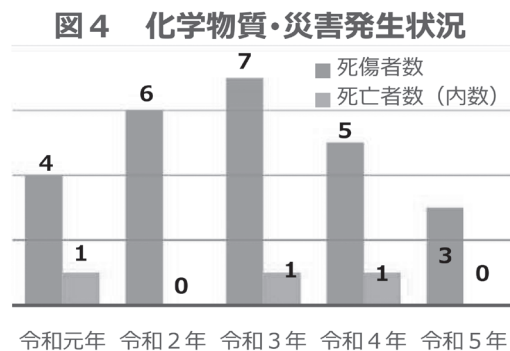
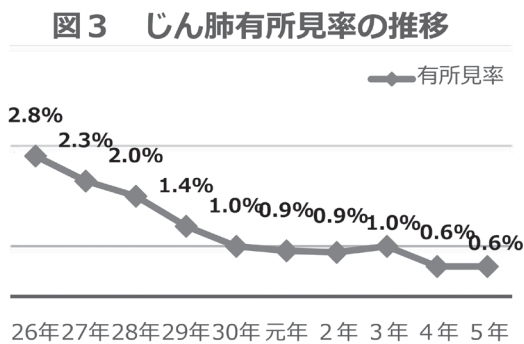
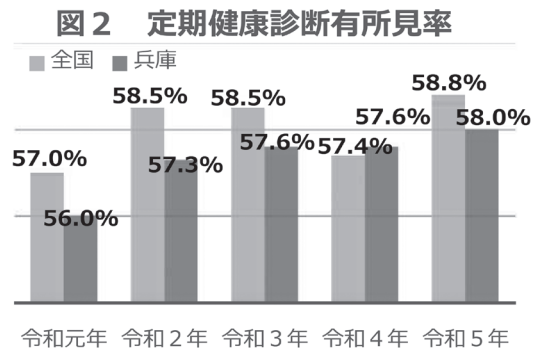
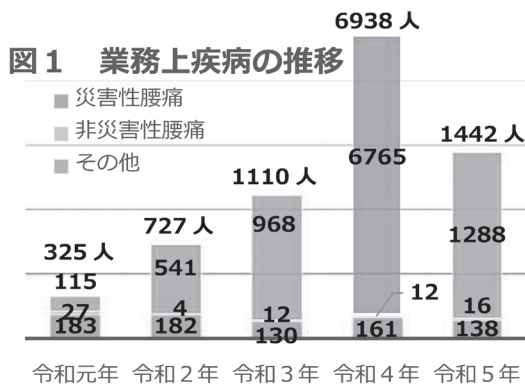
～労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり～

令和6年度 兵庫労働衛生行政のポイント 兵庫労働局労働基準部 健康課

兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画取組ポイント(令和5年度～令和9年度)

- ◇ 労働者の健康確保対策、過労死等の防止対策
- ◇ 治療と仕事の両立支援対策の推進
- ◇ 化学物質等による労働災害防止対策
- ◇ その他の職業性疾病予防対策

兵庫県下における労働衛生の現況



主な労働衛生対策

◇ **労働者の健康確保対策、過労死等の防止対策**

1 **過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進**
長時間労働やメンタルヘルス不調等により、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないよう、引き続き、労働安全衛生法に基づく労働者の健康確保措置の確実な実施の徹底を図ります。特にメンタルヘルス対策の取組が進んでいない事業場を中心に、同対策の取組の支援を図ります。

2 労働者の心の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進

兵庫産業保健総合支援センターと連携し、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」などの周知・指導を行います。また、ストレスチェック実施の徹底を図るため、労働者数50人以上の事業場に対して重点的な指導等を行うとともに、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組についても、適切な実施を促進します。さらに、メンタルヘルス対策の取組が進んでいない労働者数50人未満の事業場を中心に、上記同様の取組について協力要請をするとともに、産業保健活動を支援するための団体経由産業保健活動推進助成金及びポータルサイト「こころの耳」の研修ツールや取組事例等の活用について周知を図ります。

3 職場における健康づくりの推進

令和5年3月改正の「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の周知を図ります。

4 健康診断及び事後措置等の徹底

健康診断及び事後措置等の指導を行うとともに、「職場の健康診断実施強化月間」（9月）、コラボヘルスの実施や安衛法に基づく定期健康診断の結果の記録を医療保険者に提供すること等についても周知徹底を図ります。また、小規模事業場に対しては、兵庫産業保健総合支援センター及び地域窓口（地域産業保健センター）における各種支援事業の周知・利用勧奨を行います。

◇ 治療と仕事の両立支援対策の推進

「兵庫県地域両立支援推進チームアクションプラン！」に基づき、引き続き「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」、「企業医療機関連携マニュアル」、「団体経由産業保健活動推進助成金」、「両立支援コーディネーター養成研修」について事業者へ周知啓発を図ります。

◇ 化学物質等による労働災害防止対策

1 化学物質による健康障害防止対策の推進

令和4年2月及び5月に改正された新たな化学物質規制に係る安衛法施行令等が令和6年4月に全面施行されたことから、あらゆる機会を捉えて、その円滑な実施に向けた周知啓発を図ります。特に次の事項について周知啓発を図ります。①化学物質の製造・輸入事業場へのラベル表示・SDS 交付義務対象物質の追加に係る対応、②リスクアセスメントの実施の徹底、③リスクアセスメント対象物健康診断、④皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止、⑤化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任、⑥事業場内別容器保管時の措置、⑦作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化、⑧呼吸用保護具に関する周知、指導、⑨化学物質管理強調月間（仮称）

2 石綿による健康障害防止対策の推進

令和5年10月1日施行の建築物石綿含有建材調査者講習修了者による事前調査、並びに事前調査において石綿等の使用の有無が明らかとならなかった場合に行う分析調査について、厚生労働大臣が定めるものに分析調査を行わせることを義務付ける改正石綿障害予防規則の周知を図ります。

3 粉じん障害防止対策の推進

第10次粉じん障害防止総合対策（令和5年度～令和9年度）に基づき、引き続き①呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底、②ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策、③じん肺健康診断の着実な実施、④離職後の健康管理の推進、⑤地域の実情に即した粉じん障害防止対策を推進してまいります。

4 騒音障害の予防

令和5年4月改正の「騒音障害防止のためのガイドライン」について、引き続き周知を図ります。

5 電離放射線障害防止対策等の推進

放射線業務従事者等に対する線量測定等の徹底及び改正された眼の水晶体の被ばく限度に基づく被ばく防止対策など電離放射線障害防止規則に基づく対策の遵守徹底及び放射線測定器の適切な装着等の被ばく低減対策について、引き続き周知徹底を図ります。

◇ その他の職業性疾病予防対策

1 熱中症の予防対策の推進

職場における熱中症の予防について、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を推進し、JIS規格に適合した暑さ指数計によるWBGT値の把握とWBGT値に応じた作業計画を策定し、作業環境管理、作業管理、健康管理、異常時の措置等の取組の徹底を図ります。

2 腰痛予防対策の推進

介護・看護作業を行う労働者がいる事業場に対し、改めて「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年改正）の周知を行うとともに、介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器、福祉用具等の導入による作業の省力化と腰痛予防対策の普及促進を図ります。

各業界でご活躍する会員の皆様のご意見を積極的に取り入れ、神戸東労働基準監督署のご指導を仰ぎながら、安全衛生管理・健康管理・労務管理での次の変化に備える情報やサービスが提供できればと思っております。

ます。なお一層のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。末筆となりますが、会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

ご安全に！

育児・介護休業法等が改正されますので、概要をお知らせします。

以下は、厚生労働省「人事労務マガジン第222号」からの転記になります。

9月13日開催の「労務管理研修会」(開催案内を、「風見鶏」令和6年7月号に折り込みました)の研修事項の一つになります。参考にしてください。(事務局)

育児・介護休業法等が改正されました。 令和7年4月1日から段階的に施行

今年5月に育児・介護休業法および次世代育成支援対策推進法が改正されました。

詳細は、追って省令等で定められます。改正内容は、以下のとおりです。

【育児・介護休業法】

■ 令和7年4月1日施行(全企業対象)

- ・所定労働時間の制限(残業免除)の対象を小学校就学前の子を養育する労働者に拡大
- ・3歳に満たない子を養育する労働者の育児のためのテレワーク導入を努力義務化
- ・子の看護休暇の見直し
- ・介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置を事業主に義務付け

■ 公布の日(令和6年5月31日)から1年6月を超えない範囲内の政令で定める日(全企業対象)

- ・柔軟な働き方を実現するための措置等を事業主に義務付け
- ・妊娠・出産の申し出時や子が3歳になる前の、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮を事業主に義務付け

■ 令和7年4月1日(従業員300人超企業対象)

- ・育児休業等の取得状況の公表義務を、常時雇用する労働者数が300人超の事業主に拡大(現行では1,000人超の事業主が公表義務の対象)

【次世代育成支援対策推進法】

■ 公布の日(令和6年5月31日)

- ・法律の有効期限を令和17年3月31日まで延長

■ 令和7年4月1日(従業員100人超企業対象)

- ・常時雇用する労働者数が100人超の事業主に対し、一般事業主行動計画策定時の育児休業

取得等に関する状況把握・数値目標設定を義務付け(100人以下の事業主は努力義務化)

■リーフレット「育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法改正ポイントのご案内」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>

■ 労務管理研修会の開催について

同研修会(日時:9/13(金)14:30~17:00、会場:中央区文化センター)の開催については、前月号に開催案内(兼参加申込書)を同封したところですが、同開催案内を協会HPお知らせ欄にも掲載したので、ご参照願います。

研修内容:①「労務管理上の留意点」(監督署から)

②「育介法等の改正、フリーランス新法」(労働局指導課から)

③「業務改善助成金」(働き方改革推進支援センターから)

多数ご参加いただきますようお願いします。

■ 全国労働衛生週間用品販売開始のお知らせ

10月1日から始まる全国労働衛生週間に向けて、8月1日より、ポスター・用品の販売を始めます。同封の中災防「全国労働衛生週間キャンペーン」チラシをご覧ください、週間に向けて準備を進めましょう。

中災防テキストより引用



■ 協会事務局からのお知らせ

協会事務局は、8月13日(火)~8月16日(金)を夏季休業とさせていただきます。(土日祝を含めると、8/10(土)~8/18(日)となります)

会員の皆様方には大変ご迷惑をおかけしますが、よろしく申し上げます。

事務局だより

令和6年8～9月度の技能講習などの予定です。

詳細は、当協会HP (<https://kobehigashi.com>) をご参照ください。

技能講習等は、長年の実績を有する当協会主催の技能講習等を是非ご利用ください。

随時受け付けいたします。ただし定員になり次第締め切ります。

実施機関	講習名	実施月日	会場	受講料 (1名につき)
神戸東事務所	床上操作式クレーン運転技能講習	8月7・8日	神戸東労働基準協会 研修室	27,005~29,205円
		8月10日	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場	
	金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習	8月26日	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティセンター	12,870円
	安全衛生推進者養成講習	8月27日	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティセンター	14,630円
	衛生推進者養成講習			10,230円
金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習	9月26日	神戸東労働基準協会 研修室	12,870円	
神戸東労働基準協会	低圧電気取扱い業務特別教育	8月1日	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティセンター	17,050~19,250円
		8月3日	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場	
	第一種衛生管理者受験準備講習(休日)	8月3・12日	兵庫県中央労働センター：小ホール	26,400円
	第二種衛生管理者受験準備講習(休日)	8月4日	兵庫県中央労働センター：小ホール	15,730円
	リスクアセスメント担当者研修会	8月20日	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティセンター	10,010~12,210円
	職長教育	8月21・22日	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティセンター	13,530~15,730円
	職長・安全衛生責任者教育			17,050~19,250円
	現場で生かすハラスメント対策セミナー	8月23日	神戸市立中央区文化センター	5,500~6,050円
	フルハーネス特別教育	8月30日	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティセンター	9,240~11,440円
	騒音障害防止管理者労働衛生教育	9月4日	神戸東労働基準協会 研修室	7,700~9,900円
	テールゲートリフター特別教育	9月5日	港湾短大 神戸校	16,610~18,810円
	自由研削用といし特別教育	9月7日	川崎重工業(株)神戸工場	9,020~11,220円
	足場の組立等業務特別教育	9月9日	神戸東労働基準協会 研修室	9,010~11,210円
	職長教育	9月11日・12日	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティセンター	13,530~15,730円
	職長・安全衛生責任者教育			17,050~19,250円
労務管理研修会(労務部会主催)	9月13日	神戸市立中央区文化センター	無料	
第一種衛生管理者受験準備講習(休日)	9月16日・23日	兵庫県中央労働センター：小ホール	26,400円	
危険予知(KYT)訓練研修	9月19日	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティセンター	8,030~10,230円	
化学物質管理者講習(6H)	9月24日	神戸東労働基準協会 研修室	19,580~23,980円	

編集後記

梅雨も明けていないのに連日のように「危険な暑さ」が続いています(7.11現在)。熱中症対策では、近年、新たな取り組みとして、厚生労働省「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱」にも追加されたのが、「プレクーリング」になり(令和3年から追加)、作業開始前や休憩中に、保冷剤等による体表面の冷却や、「アイススラリー」(流動性の氷状の飲料)摂取等により、あらかじめ深部体温を下げておくもので、効果的と言われています。

熱中症対策を確実に実施し、この酷暑を乗り切りましょう。

